

最高裁判所裁判官国民審査法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
 ○最高裁判所裁判官国民審査法施行規則（昭和二十三年総理庁令第二十九号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（審査予定裁判官に関する通知事項）</p> <p>第一条 最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号。以下「令」という。）第一条に規定する総務省令で定める事項は、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第三百三十六号。以下「法」という。）別記様式備考第四号に規定する場合において、中央選挙管理会が同一氏名の法第一条に規定する裁判官（以下「裁判官」という。）を区別するに足りる事項として投票用紙に記載する事項を定めるときはその旨その他中央選挙管理会が必要と認める事項とする。</p> <p>（審査に付される裁判官に関する通知事項）</p> <p>第二条 令第三条第四号に規定する総務省令で定める事項は、法別記様式備考第四号に規定する場合において、中央選挙管理会が同一氏名の裁判官を区別するに足りる事項として投票用紙に記載する事項を定めるときはその旨その他中央選挙管理会が必要と認める事項とする。</p> <p>（投票録、開票録、審査分会録及び審査録の調製）</p> <p>第二条 法第一条に規定する審査（以下「審査」という。）の投票録、審査の開票録、審査分会録及び審査録は、別記様式に準じて調製しなければならない。</p> <p>（投票及び開票に関するその他の事項）</p>	<p>第一条 投票録、開票録、審査分会録及び審査録は、別記様式に準じてこれを調製しなければならない。</p>

第四条 法及び令並びにこれらに基づく命令に規定するもののほか、審査の投票については、衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による。

(裁判官の氏名等の揭示における揭示事項)

第五条 令第十九条第二項に規定する総務省令で定める事項は、令第十八条第六号に規定する裁判官の氏名等の揭示に掲載する審査に付される裁判官の中に氏名及び令第一条に規定する任令年月日（以下この条において「任令年月日」という。）が同一である者が二人以上ある場合において、当該氏名及び任令年月日が同一である者を区別するに足りる事項として中央選挙管理会が定める事項とする。

別記

(投票録様式)

その一

備考

1 略

2 指定投票区若しくは指定関係投票区である場合又は国民審査法施行規則第4条の規定によつてその例によることとされた公職選挙法施行規則第15条の2第3項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となつた場合には、その旨を「何投票区」に続いて

第二条 最高裁判所裁判官国民審査法及び同法施行令その他同法に基づいて発する命令に規定するもののほか、最高裁判所の裁判官の任命に関する国民審査の投票については、衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による。

第三条 最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）第二十五条第三項の規定により審査公報を発行しない区域は、衆議院議員の選挙における選挙公報を発行しない区域である。

別記

(投票録様式)

その一

備考

1 略

2 指定投票区若しくは指定関係投票区である場合又は国民審査法施行規則第2条の規定によつてその例によることとされた公職選挙法施行規則第15条の2第3項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となつた場合には、その旨を「何投票区」に続いて

<p>記載すること。</p> <p>3～8 略</p> <p>9 指定関係投票区である場合には、この様式中「不在者投票」欄及び6(6)の欄に斜線を引くこと。ただし、繰延投票が行われ当該投票区に属する審査人がした不在者投票の送致を受けた場合又は国民審査法施行規則第4条の規定によつてその例によることとされた公職選挙法施行規則第15条の2第3項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となつた場合は、この限りでない。</p> <p>10 略</p> <p>(開票録様式) 略 (別紙参照)</p> <p>(審査分会録様式) 略 (別紙参照)</p>	<p>記載すること。</p> <p>3～8 略</p> <p>9 指定関係投票区である場合には、この様式中「不在者投票」欄及び6(6)の欄に斜線を引くこと。ただし、繰延投票が行われ当該投票区に属する審査人がした不在者投票の送致を受けた場合又は国民審査法施行規則第2条の規定によつてその例によることとされた公職選挙法施行規則第15条の2第3項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となつた場合は、この限りでない。</p> <p>10 略</p> <p>(開票録様式) 略</p> <p>(審査分会録様式) 略</p>
---	---